

広報誌

西尾法人会

No.151

NISHIO CORPORATION ASSOCIATION



西尾六万石くるりんバスの旅（1）西尾市歴史公園

目次

NISHIO Corporation Association

●西尾税務署 定期人事異動	02
●法人会 Flash News	03
第8回 通常総会・記念講演会	
青年部会・女性部会 第8回 通常総会	
●支部の活動	05
一色支部 消毒液寄贈	
●第9回税に関する絵はがきコンクール実施中.....	06
●助成金・補助金のお知らせ	07
●税務署だより.....	10
●法人会自主点検チェックシート	13
●行事スケジュール	14

西尾六万石くるりんバスの旅 vol 1



「西尾市歴史公園 二之丸丑寅櫓」 (表紙写真)

<行き方>

西尾駅より六万石くるりんバス③平坂中畑線に乗車、「歴史公園北」バス停下車すぐ

西尾市歴史公園は江戸時代に西尾藩六万石の城であった西尾城の一部を再建・復元した公園で、園内には本丸丑寅櫓や二の丸の表門である鑰石門、数奇屋風邸宅の旧近衛邸や椿の庭、京風庭園が美しい尚古荘などが見学できます。

令和2年7月には、新たに二之丸丑寅櫓ができるだけ史実に近い形で復元され、城下町の風情を今に伝えています。



西尾税務署 定期人事異動



西尾税務署長
北川 和彦
前任: 静岡税務署
特別国税調査官(総合)



総務課長
針谷 俊生



法人課税第一部門統括官
田代 哲裕

西尾税務署 新メンバー

署幹部	
署長	北川 和彦
総務課長	針谷 俊生
第一部門	
法人課税第一部門 統括官	田代 哲裕
法人課税第一部門 上席	徳永吉二三
法人課税第一部門 上席	岩間 丈志
法人課税第一部門 上席	鈴原 啓一

第二部門	
法人課税第二部門 統括官	福田亜弓美
法人課税第二部門 上席	佐藤 繁樹
法人課税第二部門 調査官	加藤 寛子
法人課税第二部門 調査官	篠田 和恵
法人課税第二部門 調査官	長屋 溪
法人課税第二部門 事務官	平野 絢子
法人課税第二部門 事務官	酒井 陸年
法人課税第二部門 事務官	宮村 滉大



電子申告で効率UP!!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

添付書類の提出省略

還付がスピーディー





法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

西尾法人会 第8回 通常総会開催



山崎秀夫会長

西尾市法人会の第8回通常総会が5月26日、西尾コンベンションホールで新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から密閉・密集・密接を避け、来賓を迎えずに役員ら10人と必要最小限の参加者で行われた。

開会にあたり公益社団法人西尾法人会の山崎秀夫会長は「こうした状況になるとは、3カ月前は思ってもみなかった。25日に緊急事態宣言が解除されたが、日本は感染者数が少なく世界から注目されている。一次感染もまだ終息した訳ではないが、解除後の人出を見ると混雑し、三密の場所も多い。加えて二次感染、三次感染が起きるかも知れない。そんな中、皆さんにお集まりいただいて、ありがたい。新型コロナウイルスの状況をしっかりと把握し、今後の活動を決定していきたいと思っている」と呼びかけた。

議事では、2019年度収支決算報告を審議し承認。19年度事業報告、令和2年度事業計画・収支予算案などが報告された。

今回、表彰式は中止されたが、大同生命保険の^{あわたに}葉谷さん、及びAIG損害保険会社に会員増強功績者表彰の感謝状が、

西尾信用金庫、吉良建設、ミツイワ建設に表彰状が後日伝達された。全国法人会総連合功労者表彰を受ける西尾コンクリート工業の村井一仁さんの受賞も披露されている。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止や延期となる可能性はあるが、税知識の普及を目的とする事業として地域イベントや「税を考える週間」での租税教育活動、税に関する絵はがきコンクールなどを実施。このほか、税制・税務に関する調査ならびに提言、経済・経営講演会、企画施設見学会などを計画している。

6月に予定されていた愛知県法人会連合会総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、西尾法人会から村井一仁理事（西尾コンクリート工業㈱）の全国法人会総連合会表彰の伝達が愛知県法人会連合会山田専務理事により西尾法人会事務局にて行われた。



全国法人会総連合会表彰の村井一仁理事



青年部会・女性部会 第8回 通常総会開催



伊藤武行部会長

西尾法人会青年部会、同女性部会の第8回通常総会が5月20日、西尾コンベンションホールでそれぞれ開かれた。

新型コロナウイルスの感染拡大防止で、一部役員のみが出席し規模を縮小して開催した。

青年部会では伊藤武行部会長があいさつで、令和2年度の事業計画については社会状況を踏まえながら活動していく方針を示した。

議事については令和2年度の事業として社会貢献活動で税を考える週間イベントや、研修会の開催などの計画を審議し原案どおり承認された。役員改選では伊藤部会長が再選された。伊藤部会長は「今後の様々な状況に対応していくため、一企業人として、法人会メンバーとしても横の連携を図りながら（地元）経済の発展に努力していきたい」と挨拶した。

女性部会では岩瀬恵子部会長が挨拶に立ち、4月から11月開催に延期された法人会全国女性フォーラム愛媛大会での俳人・夏井いつきさんの講演会を楽しみにしていることを紹介。コロナ禍で今後の事業を進めていくにあたっては「ご支援、ご協力をお願いします」と呼びかけた。

本年度の事業計画の中で、市内児童を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」は今回も企画していくが、「休校から学校再開明けの状況も鑑み、子どもたちへの募集については市教委を通じて各校へ呼びかけていきたい」。新型コロナ禍の状況下での事業は、中止・延期を含めた判断をしたいとした。



岩瀬恵子部会長

一色

消毒液寄贈

6月22日



【参加団体】

一色町商工会・同 青年部・同 女性部・一色商工友会・一色鉄工会・労働基準協会一色分会・三河一色えびせんべい組合・一色青色申告会・いっしきスタンプ会・西尾法人会一色支部

西尾法人会一色支部は、一色町商工会など一色地区の10団体で協力し、6月22日この地区にある小中学校6校へ、教育委員会を通じて消毒用エタノール120リットルを寄贈しました。

新型コロナによる新しい生活様式が始まり、教育現場でも感染症対策の徹底が求められる中、次代を担う子供たちの安心・安全の確保に協力しようとするものです。

この日、鈴木茂朗法人会一色支部長ら各会の代表者が教育委員会を訪れ、教育長に手渡しました。

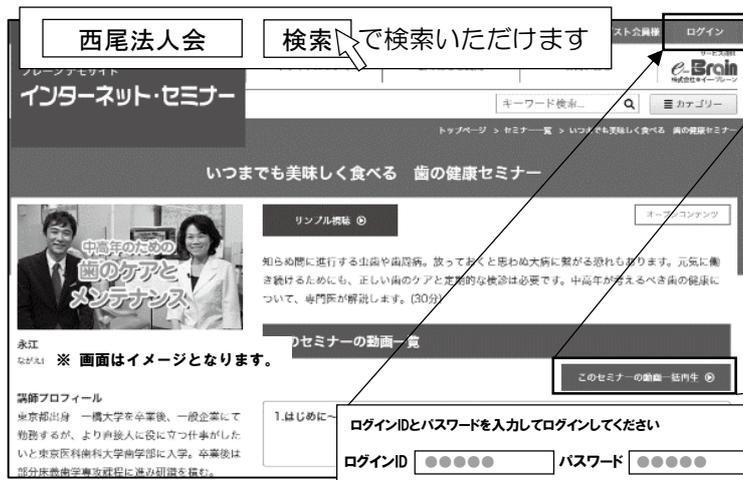
教育長からは「学校が再開し、1ヶ月が経った。新しい生活様式ということで、共同物に触ったら手指の消毒、職員においては、校内の消毒を毎日繰り返している。いつまで続くかわからない状況で、余裕をもって作業が行えるのは本当にありがたい。大切に使いしっかりと子供を育てていきたい。」と話されていました。

参加した10団体は、地域に密着した活動を各々が精力的に行っており、新型コロナ禍にあってさらに強力な連携が生まれています。

西尾法人会よりインターネットセミナーのご案内

西尾法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://www.nishiohojinkai.or.jp/>



視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID:hj1831 パスワード:3515

会員の方は500タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め コロナショックを乗り切る！
中小企業の資金繰り術

財務リスク研究所株式会社 代表取締役
横山 悟一

お勧め テレワーク時代のスタンダード
「Zoomミーティング」活用セミナー

Zoomの特徴

- Zoom Video Communicationsは、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンノゼに本社をおく企業で、クラウド型ビデオ会議システム「Zoom」を手がける
- 1クリックでつながる
- 接続が安定している
- 録画が出来る
- 100人まで同時接続
- タブレットやスマートフォン

株式会社ブレン パソコンセミナー専任講師
岩見 誠

お勧め 相手を不快にさせない
言葉遣いの実践講座

クルール代表 人材育成コンサルタント
池田 泰美

お問い合わせは西尾法人会事務局まで TEL:0563-54-3515

今年度も開催!

第9回

税に関する

じっしちゅう
実施中!

絵はがきコンクール

西尾法人会女性部会では、小学生に“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的に、毎年「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。

今年度も西尾市内の小学6年生を対象に、応募用紙を学校

を通じて配布中です。優秀作品は11月に行われる「税を考える週間」行事“税金展”にて発表し、内1点は愛知県法人会連合会へ出品されます。たくさんのご応募、お待ちしております。

表彰式は11月25日(木)西尾市役所会議室で開催を予定しています。

第8回（令和元年度）西尾法人会分 優秀作品



西尾税務署長賞
鈴木彩楽（寺津小）



西尾法人会長賞
清水かほ（鶴城小）



女性部会・金賞
兼田和花（東幡豆小）



女性部会・銀賞
岩瀬羽衣菜（鶴城小）



女性部会・銀賞
大岩祐那（八ツ面小）



女性部会・銀賞
井上美麗（一色中部小）



女性部会・銅賞
高原紀子（八ツ面小）



女性部会・銅賞
山本 愛（鶴城小）



女性部会・銅賞
清水美緒（西野町小）



女性部会・銅賞
細野佑衣（福地南部小）



女性部会・銅賞
杉江孝文（一色中部小）



女性部会・銅賞
伴 咲良（吉田小）

助成金・補助金のお知らせ

■持続化給付金

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が支給されています。中小法人などは200万円、個人事業者等は100万円の給付金が支給されますが、昨年1月の売り上げから減少分を上限とされています。

売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付金対象の主な要件

給付金は商工業に限らず、以下の条件を満たす幅広い業種が対象です。ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少し、2019年以前から事業による事業収入(売上)を得て、今後も事業を継続する意思がある事業者で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満で常時使用する従業員の数が2000人以下であることが要件です。2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在しているなどには特例があります。一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

問合せ先

詳しくは 中小企業庁ホームページ<https://www.jizokuka-kyufu.jp/overview/> をご覧ください。

■雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

雇用調整助成金の特例措置(緊急対応期間中)

雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。特例措置により助成率および上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。(教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます)学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象となります。

※この特例措置は、令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です。

問合せ先 お近くの各都道府県労働局やハローワークへ

あいち雇用助成室 電話:052-219-5518 西尾ハローワーク 電話:0563-56-3622

■印紙税の非課税

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となります。特定事業者とは新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。

非課税措置の対象となる消費貸借契約書

特定事業者に対して、公的貸付機関等又は金融機関他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書。

還付申請の手続き

印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

問合せ先 最寄りの税務署へ 西尾税務署 電話:0563-57-3111

申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/> をご参照ください。

■固定資産税の軽減等

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の2021年度の固定資産税・都市計画税を減免します。

減免対象(市町村税)

事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)

事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

減免率

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率が50%減少している場合の減免率は全額、30～50%未満の場合は2分の1となります。

問合せ先

中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 電話:0570-077322

■西尾市事業モデルチェンジ応援補助金

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内の事業者が感染防止の対策を行う場合や、新たな事業形態への転換、新商品等の開発等を行い、事業活動を継続することへの支援を目的とします。

受付相談期間

令和2年6月15日(月)から7月31日(金)まで

補助対象事業者

1. 中小企業者であること
2. 西尾市内に本店の所在があること、または住民登録があること
3. 西尾市内で補助対象となる事業を行っていること

補助金対象事業

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策となる新たな取り組み
2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業形態の転換に伴い新たな商品や新たなサービスを開発する事業

問合せ先

西尾市役所 産業部 商工振興課 開発・公社担当、企業誘致担当

開発・公社担当 電話:0563-65-2157(直通)

企業誘致担当 電話:0563-65-2158(直通)

■事業継続応援 家賃補助金

新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている西尾市内の中小企業者の経済的負担と事業継続を図るため、事業用として賃借している店舗、事務所、土地などにかかる1か月分の家賃等の賃借料の80%(上限15万円)を補助します。

補助金の対象者

1. 西尾市内に本店の登記をしている中小企業者(会社)または西尾市内に住所登録のある中小企業者(個人)
2. 西尾市内で、事業のための店舗や事務所等を賃借し、家賃を支払っていること。または西尾市内で、事業のための土地を賃借し、地代を支払っていること。ただし、その上に自己所有の建物を所有している場合に限りません。

対象要件

令和2年3月から令和2年6月までの期間のうち、いずれかの1か月間の売上額が前年同月比で50%以上減少していること。または令和2年3月から令和2年6月までの期間のうち、連続する3か月間の売上平均額が前年同期比で30%以上減少していること。

対象とならない場合

1. 倉庫、資材置き場、自動販売機等、常時使用する従業員等がない場合。
2. 貸主と借主が「子会社、関連会社の関係にある場合」、「会社とその役員との関係にある場合」、「会社とその役員の親族との関係にある場合」、「夫婦や親族との関係にある場合」等

問合せ先

西尾市商工振興課 家賃補助金担当 専用電話:0563-65-2467

納税猶予のご案内

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、**国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

- ② 一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



令和2年6月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

電話番号はこちら



【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

テレワーク等のための中小企業の 設備投資税制

(中小企業経営強化税制の拡充)

中小企業のテレワーク等のための設備投資を支援します

- ▶ 中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができるようになりました。
- ▶ 具体的には、以下の設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除をすることができます。

テレワーク等のための
設備投資に係る新たな類型
が追加されます

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	新たな類型 (デジタル化設備)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

- ▶ 対象となる資産、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。
(中小企業庁:経営サポート「経営強化法による支援」)
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>
- ▶ 税制の詳細な内容は、国税庁ウェブサイトをご覧ください。
(国税庁:No.5434 中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除))



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>



マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 社内体制整備編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



西尾法人会

自主点検チェックシートは西尾法人会
ホームページからダウンロードできます。

税務・会計セミナー

「緊急経済対策下の税制・調査・決算」

- ◆講師：大嶽法央先生（税理士法人高須会計事務所 税理士）
- ◆会場：西尾市文化会館3階 302 【第1回のみ2階202・203】
- ◆時間：午後2時～午後4時
- ◆受講料：無料
- ※募集定員：40名（会場収容定員の半分以下）
定員になり次第締め切ります。



日程		主な内容
第1回	10月16日（金）	緊急経済対策による税制措置のポイント
第2回	11月11日（水）	税務調査のチェックポイント～調査官はここを見る～
第3回	1月21日（木）	不況時期に特有な法人税実務
第4回	2月17日（水）	速報・令和3年度税制改正

【中止が決まっている行事】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記の行事は中止が決まっています。

- ・法人会全国大会 岩手大会(10/8)
- ・全国法人会青年の集い 島根大会(11/6)
- ・全国女性フォーラム 愛媛大会(11/25)
- ・簿記セミナー(10月)
- ・にしお産業物産展(10月)
- ・きらまつり〈スタンプラリー〉(11月)
- ・にしお駅伝フェスティバル(12月)



◆お申込み、お問い合わせ先
（公社）西尾法人会事務局

TEL0563-54-3515

西尾法人会への
ご意見・情報など
お寄せください。

公益社団法人 西尾法人会

〒445-0854
西尾市永楽町3丁目45番地
西尾信用金庫中央支店内2F
TEL：0563-54-3515
FAX：0563-54-3590



広報誌 西尾法人会

No.151 令和2年7月発行
発行所 公益社団法人西尾法人会
〒445-0854 西尾市永楽町3丁目45番地
西尾信用金庫 中央支店内2F
TEL0563-54-3515
FAX0563-54-3590
<http://www.nishiohojinkai.or.jp/>
E-mail hojin240@crocus.ocn.ne.jp

編集発行人 広報委員会

委員長 安藤 寛一（安藤木型㈱）
副委員長 村井 一仁（西尾コンクリート工業㈱）
委員 辻 克典（㈱エムアイシーグループ）
委員 加納 友行（㈱加納鉄工所）
委員 鈴木 俊紀（㈱鈴木電気商会）
委員 清水 輝寿（阪部工業㈱）
委員 中村 章宏（㈱中日総合サービス）
委員 成瀬 嘉則（糟谷産業㈱）

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社
三河支社/
愛知県岡崎市明大寺町字菩提円13-2(大同生命岡崎ビル1F)
TEL 0564-51-7941

AIG AIG損害保険株式会社
名古屋支店/
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)
TEL 052-685-6194

F-2019-1007(2019年8月9日)
19-073021 2021-8